

平成29年 9月 1日

各 位

四国土建株式会社
代表取締役 大島 克敏

建設業法に基づく営業停止処分について

この度、弊社は虚偽の内容を記載した工事経歴書を香川県へ提出し、その虚偽内容に基づいて得た経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書をもって公共工事の競争入札参加資格申請を行ったとして、下記の通り、建設業法第28条第1項第2号の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件処分に伴い、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑をお掛け致しますことを深くお詫び申し上げます。弊社としましては、この度の処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こさないよう全社を挙げてコンプライアンス体制の強化に取組み、早期の信頼回復に尽力して参ります。

尚、営業停止期間中に頂きましたお問い合わせ等につきまして、弊社が禁止対象行為と判断した際にはお答えできない場合がございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 営業停止期間

平成29年 9月14日から平成29年10月28日までの45日間

以上